

奈良県第13次鳥獣保護管理事業計画 (第1回変更)

令和 4 年 4 月 1 日から

5 年間

令和 9 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 10 月 1 日 第1回変更)

奈 良 県

目 次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方 針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	2
2	特別保護地区の指定	3
(1)	方 針	3
(2)	特別保護地区指定計画	4
3	休猟区の指定	5
4	鳥獣保護区の整備等	5
(1)	方 針	5
(2)	整備計画	5
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	6
1	鳥獣の人工増殖	6
(1)	方 針	6
(2)	人工増殖計画	6
2	放鳥獣	6
(1)	方 針	6
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	6
(3)	放獣計画	6
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	7
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	7
(1)	希少鳥獣	7
(2)	狩猟鳥獣	7
(3)	指定管理鳥獣	7
(4)	外来鳥獣等	7
(5)	一般鳥獣	7
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	7
(1)	許可しない場合の基本的考え方	7
(2)	許可に当たっての条件の考え方	8
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	8
(4)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	8
(5)	鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	9
2－1	学術研究を目的とする場合	9
(1)	学術研究	9
(2)	標識調査	9
2－2	鳥獣の保護を目的とする場合	10
(1)	第一種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の保護	10
(2)	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	10
(3)	傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	10
2－3	鳥獣の管理を目的とする場合	11
(1)	第二種特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	11
(2)	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	11
2－4	その他特別の事由の場合	16
(1)	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	16
(2)	愛玩のための飼養の目的	16
(3)	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	16
(4)	鵜飼漁業への利用	17
(5)	伝統的な祭礼行事等に用いる目的	17
(6)	前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	17
3	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	17
3－1	捕獲許可した者への指導	17

(1) 捕獲物又は採取物の処理等	-----	1 7
(2) 従事者の指揮監督	-----	1 8
(3) 危険の予防	-----	1 8
(4) 錯誤捕獲の防止	-----	1 8
3 - 2 許可権限の市町村長への委譲	-----	1 8
3 - 3 鳥類の飼養登録	-----	1 8
(1) 方針	-----	1 8
(2) 飼養適正化のための指導内容	-----	1 8
3 - 4 販売禁止鳥獣等の販売許可	-----	1 9
(1) 方針	-----	1 9
(2) 許可の条件	-----	1 9
3 - 5 住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	-----	1 9
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	-----	2 0
1 特定猟具使用禁止区域の指定	-----	2 0
(1) 方針	-----	2 0
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	-----	2 0
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	-----	2 1
1 特定猟具使用制限区域の指定	-----	2 1
(1) 方針	-----	2 1
3 猟区設定のための指導	-----	2 1
(1) 方針	-----	2 1
(2) 設定指導の方法	-----	2 1
4 指定猟法禁止区域	-----	2 1
(1) 方針	-----	2 1
(2) 許可の考え方	-----	2 2
(3) 条件の考え方	-----	2 2
第六 特定計画の作成に関する事項	-----	2 3
1 特定計画の作成に関する方針	-----	2 3
2 対象鳥獣	-----	2 3
(1) 第一種特定計画	-----	2 3
(2) 第二種特定計画	-----	2 3
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	-----	2 5
1 方針	-----	2 5
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	-----	2 5
(1) 方針	-----	2 5
(2) 鳥獣生息分布調査	-----	2 5
(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	-----	2 5
(4) 狩猟鳥獣生息調査	-----	2 5
(5) 第二種特定鳥獣の生息状況調査	-----	2 6
3 法に基づく諸制度の運用状況調査	-----	2 6
(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	-----	2 6
(2) 捕獲等情報収集調査	-----	2 6
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	-----	2 7
1 鳥獣行政担当職員	-----	2 7
(1) 方針	-----	2 7
(2) 設置計画	-----	2 7
(3) 研修計画	-----	2 7
2 鳥獣保護管理員	-----	2 7
(1) 方針	-----	2 7
(2) 設置計画	-----	2 7
(3) 年間活動計画	-----	2 8
(4) 研修計画	-----	2 8

3	保護及び管理の担い手の育成及び確保	-----	28
(1)	方針	-----	28
(2)	研修計画	-----	28
(3)	狩猟者の確保及び育成のための対策	-----	28
(4)	認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保	-----	28
4	鳥獣保護管理施設の設置	-----	28
(1)	方針	-----	28
(2)	鳥獣保護管理施設	-----	29
5	取締り	-----	29
(1)	方針	-----	29
(2)	年間計画	-----	29
6	必要な財源の確保	-----	29
第九 その他			----- 30
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	-----	30
2	狩猟の適正化	-----	30
3	傷病鳥獣救護への対応	-----	30
4	感染症への対応	-----	32
(1)	高病原性鳥インフルエンザ	-----	32
(2)	豚熱(CSF)、アフリカ熱(ASF)	-----	32
(3)	その他感染症	-----	32
5	普及啓発	-----	32
(1)	鳥獣の保護思想の普及	-----	32
(2)	安易な餌付けの防止	-----	33
(3)	野鳥の森等の整備	-----	33
(4)	野生生物保護モデル校の指定	-----	33
(5)	法令の普及徹底	-----	34

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。

しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これらの鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。

第13次鳥獣保護管理事業計画（以下「本計画」という。）は、人と鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として鳥獣を適切に保護及び管理を行うことにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、以下のとおり定める。

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県に生息する鳥獣は、森林の多い特質から森林性のものが多く、特に南部にはツキノワグマ・ニホンジカ・カモシカ等の大型哺乳類をはじめ、多種の森林性鳥獣が生息している。また、吉野山地や奥宇陀の自然林地帯は、県鳥のコマドリをはじめコルリ、ジュウイチ、コノハズク等希少種を含む多種の野鳥の繁殖地であり、とりわけ標高1600m以上の亜高山帯はルリビタキ、メボソムシクイ、ビンズイ、カヤクグリなど主に中部地方以北で繁殖する鳥の数少ない繁殖地として重要な地域である。

この状況に対応するため、第1次から第12次鳥獣保護管理事業計画においては国立・国定・県立の自然公園の主要地域、自然植生が豊富で鳥獣類の生息繁殖に好適な地域、渡り鳥の主要渡りルート、保護思想の普及啓発の場とする地域等を対象に鳥獣保護区の指定・更新を行ってきた。その結果、第12次鳥獣保護事業計画末において国指定1箇所、県指定20箇所、面積38,548ヘクタール（県面積の10.44%）となり、各公園主要部における鳥獣の保護、鳥獣の繁殖拠点、主要渡りルートの鳥類の保護及び普及啓発の場等が確保されている。

したがって、本計画においては、本計画期間中に期間満了となる鳥獣保護区については、原則として全て更新するものとする。なお、更新に際しては、市町村や農林水産業関係者、土地所有者等と十分な調整を図るとともに、土地の利用形態や鳥獣生息域の変化により、必要に応じて区域の縮小又は拡大の見直しを行う。

② 指定区分ごとの方針

以下の指定区分ごとに、地域の実情に応じて鳥獣保護区指定の方針を記載する。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

主要な地域はほぼ指定済みであるため、現状維持とする。ただし、鳥獣生息調査等により、重要な生息地や繁殖地が判明した場合は指定に努める。

2) 大規模生息地の保護区

現在、県内には県指定では黒滝・大峯山系鳥獣保護区の1箇所を指定しているが、人工林が多い本県においては、同保護区以外での該当地はない。

3) 集団渡来地の保護区

十津川村内の二津野ダム周辺は、オシドリが越冬のため飛来する全国有数の集団渡来地に該当することから、現在銃器を対象とした特定猟具使用禁止区域に指定している（令和12年10月31日まで）。この措置によって現在のところ渡り鳥の捕獲制限に十分な効果が認められている。したがって、保護区への切替については今後の飛来状況・狩猟状況に留意しつつ検討する。

4) 集団繁殖地の保護区

現在のところ該当地なし。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

生息状況調査等の結果を考慮して、必要であれば指定に努める。

6) 生息地回廊の保護区

現在のところ該当地なし。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

原則として既設の保護区の現状維持に努める。ただし、地域住民等の要望があれば、必要な調査を行うとともに関係機関との調整を図りつつ指定に努める。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				R4年度	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4年度	R5	R6	R7	R8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	16	16	箇所		3	6	5	14						0
	面積	20,601	20,601	変動面積	ha	1,241	4,728	11,880	17,849	ha					0
大規模生息地	箇所		1	箇所			1		1						0
	面積		10,694	変動面積	ha		10,694		10,694	ha					0
集団渡来地	箇所		0	箇所					0						0
	面積		0	変動面積	ha				0	ha					0
集団繁殖地	箇所		0	箇所					0						0
	面積		0	変動面積	ha				0	ha					0
希少鳥獣生息地	箇所		0	箇所					0						0
	面積		0	変動面積	ha				0	ha					0
生息地回廊	箇所		0	箇所					0						0
	面積		0	変動面積	ha				0	ha					0
身近な鳥獣生息地	箇所		3	箇所		1			1						0
	面積		4,869	変動面積	ha	2,050			2,050	ha					0
計	箇所		20	箇所		4	7	5	16						0
	面積		36,164	変動面積	ha	3,291	15,422	11,880	30,593	ha					0

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
R4年度	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4年度	R5	R6	R7	R8	計(E)		
					0			3	6	5	14	0	16
ha					0	ha		1,241	4,728	11,880	17,849	0	20,601
					0				1		1	0	1
ha					0	ha			10,694		10,694	0	10,694
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0			1			1	0	3
ha					0	ha		2,050			2,050	0	4,869
					0			4	7	5	16	0	20
ha					0	ha		3,291	15,422	11,880	30,593	0	36,164

* 箇所数については B-E

面積については B+C-D-E

** 箇所数については A+B-E

面積については A+B+C-D-E

(第2表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和6年度	身近な鳥獣生息地	生駒・信貴山鳥獣保護区	期間更新	ha 2,050	ha	ha 2,050	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	神野山鳥獣保護区	期間更新	334		334	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	室生鳥獣保護区	期間更新	369		369	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	玉置山鳥獣保護区	期間更新	538		538	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで		
計		4箇所		3,291		3,291			
令和7年度	森林鳥獣生息地	二上山鳥獣保護区	期間更新	ha 920	ha	ha 920	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで		
	大規模生息地	黒滝大峯山系鳥獣保護区	期間更新	10,694		10,694	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	池峰池原鳥獣保護区	期間更新	535		535	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	鏝・兜岳鳥獣保護区	期間更新	1,110		1,110	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	下市鳥獣保護区	期間更新	880		880	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	前鬼鳥獣保護区	期間更新	1,033		1,033	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	白谷川鳥獣保護区	期間更新	250		250	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで		
計		7箇所		15,422		15,422			
令和8年度	森林鳥獣生息地	立里荒神鳥獣保護区	期間更新	2,458		2,458	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	日張山鳥獣保護区	期間更新	300		300	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	高見山鳥獣保護区	期間更新	3,102		3,102	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	金剛葛城鳥獣保護区	期間更新	4,184		4,184	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	花瀬山鳥獣保護区	期間更新	1,836		1,836	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで		
計		5箇所		11,880		11,880			
合計		16箇所		30,593		30,593			

2 特別保護地区の指定

(1) 方 針

① 指定に関する中長期的な方針

国立・国定公園の最重要地域及び原生林地域等について指定を行い、第12次鳥獣保護管理事業計画末において面積1,364ヘクタール（国指定838ヘクタール・県指定526ヘクタール）となっている。

本計画においては、鳥獣の生息状況を把握の上、特にその生息域を保護する必要性が認められた場合、適時検討する。

また、計画期間中に期間満了となる地区については再指定に努める。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の特別保護地区

主要な地域はほぼ指定済みであるため、現状維持とする。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

2) 大規模生息地の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

3) 集団渡来地の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

4) 集団繁殖地の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

5) 希少鳥獣生息地の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

6) 生息地回廊の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

7) 身近な鳥獣生息地の特別保護地区

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分		特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
					R4年度	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4年度	R5	R6	R7	R8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	3	3	箇所			1		1	2						0
	面積	526	526	変動面積	ha		93		54	147	ha					0
大規模生息地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
集団渡来地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
集団繁殖地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
希少鳥獣生息地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
生息地回廊	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
身近な鳥獣繁殖地	箇所		0	箇所						0						0
	面積		0	変動面積	ha					0	ha					0
計	箇所		3	箇所			1		1	2						0
	面積		526	変動面積	ha		93		54	147	ha					0

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区						計画期間中 △減*	計画終了時の 特別保護地区 **
R4年度	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4年度	R5	R6	R7	R8	計(E)		
					0			1		1	2	0	3
ha					0	ha		93		54	147	0	526
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0						0	0	0
ha					0	ha					0	0	0
					0			1		1	2	0	3
ha					0	ha		93		54	147	0	526

* 箇所数については B-E
面積については B+C-D-E
**箇所数については A+B-E
面積については A+B+C-D-E

(第4表)

	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区 名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
令和6年度 計	森林鳥獣生息地	室生 鳥獣保護区 1箇所	369ha 369ha	令和6年11月1 日から令和16年 10月31日まで	93ha 93ha	令和6年11月1 日から令和16年 10月31日まで	ha	年 月 日か ら 年 月 日ま で	再指定
令和8年度 計	森林鳥獣生息地	立里荒神 鳥獣保護区 1箇所	2,458ha 2,458ha	令和8年11月1日 から令和18年10月 31日まで	54ha 54ha	令和8年11月1日 から令和18年10月 31日まで			再指定
合 計		2箇所	2,827ha		147ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、本来狩猟鳥獣の減少の著しい地域に指定し、狩猟資源の回復を図る制度であるが、シカ、イノシシ等の狩猟鳥獣による、農林水産業被害が減少していない状況にあることから、本計画においては予定はしない。ただし、必要性が認められた場合、狩猟鳥獣の生息状況を把握しながら、必要最小限で指定する。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

① 標識・案内板及び解説板の設置

標識については、鳥獣保護区及び特別保護地区の区域が明確になるよう、当該保護区の地理的条件、面積等を勘案して保護区境界の要所に設置し、案内板については、保護区の主要な場所に設置するよう努める。また、区域内に生息する主な鳥獣の種類を図示した解説板を特別保護地区を中心に設置するよう努める。

② 採餌、営巣等の環境の整備等

- 1) 天然林が豊かな地域においては、極力人工工作物は排除し、給餌等の人為的行為についても希少種に対して他に手段がない場合などに限り、必要最小限の範囲で行う。
- 2) 天然林の減少により野生生物の生息区域が減退している区域にあっては、必要に応じて広葉樹造林を行うなど、区域内の森林資源内容の充実に努める。
- 3) 愛鳥思想の普及・啓発を目的として指定している鳥獣保護区にあっては、巣箱の設置を行うとともに、立地条件に応じた食餌植物の植栽に努める。

③ 巡視等の管理

鳥獣保護管理員及び鳥獣行政担当職員等で定期的に巡視を行い、標識等に欠損等が生じた場合は、必要に応じて補充するよう努める。

④ 保全事業

予定なし。ただし、必要性が認められた場合、適時検討を行う。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第5表)

区 分	現 況	令和4～8年度
標識類の整備	必要に応じて補充整備	既設保護区での補充整備
管理棟等の整備	該当なし	該当なし

② 調査、巡視等の計画

(第6表)

区 分		令和4～8年度
管理員等	箇所数	20箇所
	人数	22人
管理のための調査の実施		鳥獣保護管理員による巡視

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

本県においては、生息分布が極めて限られている等、人工増殖を必要とする鳥獣はないので、第12次鳥獣保護管理事業計画と同様、人工増殖は実施しない。

(2) 人工増殖計画

該当なし。

2 放鳥獣

(1) 方針

ニホンキジの放鳥については、第1次鳥獣保護管理計画～第12次鳥獣保護管理計画において実施してきたが、第13次鳥獣保護管理事業計画においては実施しない。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

計画なし。

(3) 放獣計画

計画なし。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 対象種

法第2条第4項に基づき環境大臣が定めるものであって、環境省が作成したレッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠA、ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣及び奈良県版レッドリストにおいて、絶滅寸前種、絶滅危惧種、希少種に該当する鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

生息状況、生息環境の把握に努める。必要に応じ、種及び地域個体群の保護のための施策を講じるものとする。

オオタカについては、これまでの絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下、「種の保存法」という。）による捕獲等の規制に加え、飼養・流通についても学術研究等に限定する等の制限により保護を図ってきた。個体数の回復に伴い、オオタカは種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されることとなったが、本県においては引き続き奈良県版レッドリストにおいて希少種に位置付けている。海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

法第2条第7項に基づき定めた鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

生息状況、生息環境、被害状況等の把握に努める。生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼすものについては、被害防止対策を推進するものとする。

なお、個体数が著しく減少し、地域個体群の維持に支障が認められる場合には、必要に応じて捕獲等の制限を行う等地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 指定管理鳥獣

① 対象種

法第2条第5項に基づき定めた鳥獣とする。

② 管理の考え方

生息状況や被害状況等の把握に努め、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画（以下「第二種特定計画」という。）に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、個体群の管理を推進する。

(4) 外来鳥獣等

① 対象種

本県に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入された鳥獣とする。

② 管理の考え方

必要に応じて、生息状況、生息環境、被害状況等の把握に努める。生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼすものについては、根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図る。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

本県に生息する希少鳥獣、狩猟鳥獣、指定管理鳥獣、外来鳥獣等以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

生息状況、生息環境、被害状況等の把握に努める。必要に応じて希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅

のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防もしくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑦ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条第1項の環境大臣の許可を受けた者については、この限りではない。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。

- ① イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマ以外の獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合
 - 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
 - 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
- ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合
 - くくりわなを使用した方法での許可申請は、①の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。なお、ツキノワグマの保護管理重点地域以外の地域においては、輪の直径が12センチメートル以内とする制限を解除する。
- ③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合
 - はこわなに限るものとする。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少なく保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要になる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に行わせるものとする。

このような種については、特に被害の防止を目的とした有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないよう指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個

体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の銃弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的が達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。

⑥ 方法

次に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

1) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。

2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

① 許可対象者

国もしくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国もしくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施しているものにあつては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各 1,000 羽以内、その他の者にあつては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りではない。

③ 期間

原則として 1 年以内とする。

④ 区域

原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。

ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではない。

⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕りとする。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画（以下「第一種特定計画」という。）に基づく鳥獣の保護

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（農林振興事務所の職員を含む。）、第一種特定計画に基づく事業の受託者その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

③ 期間

第一種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

④ 区域

第一種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（農林振興事務所の職員を含む。）。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

③ 期間

1 年以内。

④ 区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤ 方法

原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（農林振興事務所の職員を含む。）、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

③ 期間

1 年以内。

④ 区域

必要と認められる区域。

⑤ 方法

原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

① 許可対象者

1) 原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の1. から4. の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

1. 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

2. 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

3. 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

4. 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

2) 捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、捕獲実施者には被害の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導すること。

3) 捕獲実施者の数は必要最小限であるとし、さらに被害の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等による捕獲方法が適切に選択されていること。

② 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、第二種特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とすること。

③ 期間

1) 第二種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

2) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

3) 狩猟期間中及びその前後における許可については、一般の狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることがないように、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。

④ 区域

第二種特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

1) 空気銃を使用した捕獲等は、鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。

ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

2) 鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づく鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあっては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

3) 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めるものとする。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）の防止を目的とする場合

① 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

被害の防止の目的での捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

鳥獣による被害は、その地域の状況によって加害鳥獣の種類、加害時期、その程度などが異なる。従って、それらの対応も一様では図れない。そこで、以下のとおり予察表を作成し、被害の未然防止に資することとする。

1) 被害発生予察表（代表的な被害例）

（第7表）

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
キジバト	豆類、野菜	←						→						県下一円
バト	〃	←											→	〃
カラス	〃	←											→	〃
スズメ	水稲					←		→						〃
ヒヨドリ	果実、野菜	←											→	〃
ムクドリ	〃	←											→	〃
カワウ	養殖魚、放流魚	←	→				←						→	〃
アオサギ	〃	←											→	〃
イノシシ	水稲、野菜、 果樹、穀類、 筍	←											→	〃
ニホンジカ	水稲、野菜、 果樹、スギ、 ヒノキ等	←											→	〃
ノウサギ	スギ、ヒノキ 等	←											→	〃
ニホンザル	野菜、穀類、 椎茸、果樹	←											→	奈良市、山辺郡、吉野 郡、五條市、宇陀市、 宇陀郡
アライグマ	野菜、果樹等	←											→	県下一円

2) 被害発生予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、被害発生予察表（第7表）で示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。被害発生予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできるものの意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、被害発生予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付け等の状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定するなど、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、被害発生予察表に係る被害の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に対処するものとする。

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

また、鳥獣の保護管理のための実施体制の充実に努めるものとする。特に狩猟者については、鳥獣の保護及び管理のための担い手として、その確保に努めるとともに、新たな個体数調整の体制についても検討を進めるものとする。

さらに、人が排出する生ごみ等が、鳥獣による被害の誘因となっていることに鑑み、被害の防止の観点から、生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、周知徹底を図ることとする。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第8表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンジカ	令和 4 年度 から 令和 8 年度 まで	各種検討を行う。 第二種特定計画に沿って被害防止対策を実施する。	
イノシシ	令和 4 年度 から 令和 8 年度 まで	各種検討を行う。 第二種特定計画に沿って被害防止対策を実施する。	
ニホンザル	令和 3 年度 から 令和 7 年度 まで	各種検討を行う。 第二種特定計画に沿って被害防止対策を実施する。	

④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

被害の防止の目的での捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況等及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

狩猟鳥獣、ニホンザル、ドバト以外の鳥獣については、被害が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることに鑑み、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとする。

また、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲の生じることのないように指導するものとする。

指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による被害の防止を図る場合においては、当該鳥獣の積極的な捕獲を行うものとする。そこで、防護柵等の別の被害対策を講じることなく、また、被害および被害の予察の有無に関わらず、捕獲許可を出すことができるものとする。

2) 許可基準

被害の防止の目的での捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域及び方法等について設定するものとする。

1. 許可対象者及び捕獲実施者

許可対象者は、鳥獣の被害を受けている者（以下「被害者」という。）、被害者から依頼を受けた個人若しくは法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者、環境大臣の定める法人（農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会、森林組合、同連合会、生産森林組合、漁業協同組合、同連合会）」をいう。以下同じ。）とする。

捕獲実施者（「被害者、被害者から依頼を受けた個人、被害者から依頼を受けた法人の従事者」をいう。）は、銃器を使用する場合には第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合には網猟免許又はわな猟免許を所持する者とし、さらに一定期間有害鳥獣捕獲に用いる捕獲方法の狩猟者登録を継続して受けている者、及び規則第67条第2項で定める狩猟災害共済又は狩猟損害保険に加入している者とする。

ただし、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合は、狩猟免許を所持していない者も捕獲実施者になることができる。

アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カラス、ドバト等の小型の鳥獣については、住宅等の土地・建物内における被害を防止する目的で当該土地・建物内において、または農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合であって、1日に1回以上の見回りをする等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合、小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより捕獲する場合は、狩猟免許を所持していない者も捕獲実施者になることができる。

アライグマの捕獲に係る法人に対する許可にあたっては、銃器以外の方法による場合であって、捕獲実施者の中にわな猟免許所持者が含まれ、かつ、現に有効な狩猟免許を所持し、原則として過去5年以上有害鳥獣捕獲に用いる捕獲方法の狩猟者登録を継続して受けている者がいる場合は、捕獲実施者にわな猟免許を有していない者を含むことができるものとする。この場合、わな猟免許を所持していない者は、わな猟免許所持者の

同行及び監督下で捕獲を行うこととする。

法人に対する許可であって、以下のアからエの条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者を許可対象者として行うことができる。

ア 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

イ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

ウ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

エ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

国が自ら経営管理する国有林野及び官行造林地等において実施する有害鳥獣捕獲にあつては、次の各号の条件を満たす者を捕獲実施者として行うことができる。

(1) 森林管理署・森林管理事務所等当該捕獲等実施機関に勤務する者。

(2) 狩猟免許を有する者又は当該森林管理局等で開催する「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する研修」を過去3年以内に受けた者。

2. 鳥獣の種類・数

ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

イ 鳥類の卵の採取等の許可は、現に被害を発生させている鳥類を有害鳥獣捕獲することが困難であり、鳥類の捕獲等だけでは被害の防止の目的が達成できない場合、又は建築物等の汚染等を防止するため巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取等しなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害の防止の目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）とする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、上記ア～ウは適用しない。

3. 期間

ア 有害鳥獣捕獲の実施期間は、原則として被害が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、被害の防止の目的を達成するために必要かつ適切な期間とする。

イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

ウ 狩猟期間の前後における有害鳥獣捕獲の許可については、狩猟期間の延長と誤認されるおそれがあるため、原則として許可しないものとする。

エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表（第7表）に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

4. 区域

ア 有害鳥獣捕獲の実施区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生している区域又は被害の発生するおそれのある必要最小限の区域とする。

イ 被害が複数の市町村にまたがって発生する場合にあつては、被害の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施するなど、捕獲が効果的に実施されるよう市町村を助言するものとする。

ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあつては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施を検討することとする。

5. 方法

ア 空気銃を使用した有害鳥獣捕獲は鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型の獣類についてはその使用を認めない。ただし、はこわな、くくりわなでの捕獲後の止めさし等、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合についてはこの限りではない。

イ 鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域及び法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づく鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあっては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

ウ 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

エ 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害の発生を遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

6. 本県における許可権限ごとの鳥獣種別許可基準は第 9 表のとおりとする。

(第 9 表)

許可権者	鳥 獣 名	許 可 基 準							被害農林水産物等	備 考
		方 法	区 域	時 期	日 数	1 人 当 り 捕 獲 等 羽 (頭)数	許可対象者	留 意 事 項		
市 町 村	スズメ	銃器	網	被害防止のために必要最小限の区域	被害発生時期(第7表参照) (農作物については、播種期・発芽期・収穫期等)	3カ月以内	被害状況により決定	○被害者 ○被害者から依頼された個人 ○被害者から依頼された法人 ・国 ・地方公共団体 ・認定鳥獣捕獲等事業者 ・環境大臣の定める法人 ・農業協同組合 ・農業協同組合連合会 ・農業共済組合 ・農業共済組合連合会 ・森林組合 ・森林組合連合会 ・生産森林組合 ・漁業協同組合 ・漁業協同組合連合会		水稻、生活環境等
	カワウ					養殖魚、放流魚、生活環境等				
	キジバト					豆類、野菜、生活環境等				
	カラストバト					豆類、野菜、生活環境等				
	ムクドリ ヒヨドリ					果実、野菜、生活環境等				
	ニホンザル					野菜、穀類、椎茸、果樹、生活環境等				
	ノウサギ					スギ、ヒノキ、生活環境等				
	イノシシ					水稻、穀類、筍、野菜、果樹、生活環境等				
	ニホンジカ					水稻、野菜、果樹、スギ、ヒノキ、生活環境等				
	アライグマ					野菜、果樹等、生態系、生活環境等				
	アライグマ ハクビシン ヌートリア カラストバト等の小型の鳥獣	小型の箱わなつき網 手捕り	住宅等の土地・建物内		上記鳥獣以外は必要かつ適切な期間			生活環境等	・狩猟免許を所持してなくても許可できる。 ・許可対象者が地方公共団体の場合は許可の日数は1年以内。	
知事	ツキノワグマ	銃器	捕獲檻			銃器については1年以内 捕獲檻については1カ月以内	○市町村		スギ、ヒノキ、果樹、養蜂、生活環境等	・人身に危険が予想される場合のみ、銃器による許可。 ・奈良県ツキノワグマ保護管理計画に基づく。

※上記の鳥獣以外の捕獲許可の日数は、必要かつ適切な期間とする。

⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

被害の防止の目的での捕獲の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林漁業者等の関係者に対する被害の防止の目的での捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

1) 方針

1. 捕獲隊の編成

銃器を使用して有害鳥獣捕獲を実施する場合、その地域ごとに捕獲隊を編成し、実施するよう指導する。その際、捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。

また、広範囲にわたり被害を及ぼすおそれのある鳥獣の有害鳥獣捕獲については、隣接する市町村間で捕獲日を統一して実施するよう助言するものとする。

さらに、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に対して助言するものとする。

2. 関係者間の連携強化

地域での有害鳥獣捕獲の充実を図るため、農林業従事者による被害対策のための狩猟免許取得促進を図る。

また、鳥獣行政と農林水産行政の連携を一層推進する。

3. 被害防止体制の充実

被害が慢性的に発生している地域にあっては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の県民への情報提供により、的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に対して助言するものとする。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第10表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備 考
被害発生予察表(第7表)に掲げる鳥獣	被害発生市町村	

3) 指導事項の概要

指導に当たっての留意事項は、「④被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定」に記載のとおりとする。

2-4 その他特別の事由の場合

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)。

③ 期間

6ヵ月以内。

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号のイからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(2) 愛玩のための飼養の目的

許可しないこととする。

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

- ① 許可対象者
県内に住所を有する者で、鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類で、必要最小限の数(羽、個)。
- ③ 期間
6 カ月以内。
- ④ 区域
原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号のイからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
- ⑤ 方法
網、わな又は手捕り。

(4) 鵜飼漁業への利用

- ① 許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- ② 鳥獣の種類・数
必要最小限。
- ③ 期間
6 カ月以内。
- ④ 区域
原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号のイからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
- ⑤ 方法
手捕り。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- ① 許可対象者
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限り）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。
- ② 鳥獣の種類・数
必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
- ③ 期間
30 日以内。
- ④ 区域
原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号のイからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
- ⑤ 方法
原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じた個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導する。また、捕獲物等は鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微な場合として規則第 19 条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が、鳥

獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。豚熱（CSF）等、感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲・処理を行うよう指導する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印票（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合には法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

（2）従事者の指揮監督

法人に捕獲許可する場合は当該法人による従事者の指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

（3）危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に伴う錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に広報その他の方法により、関係地域住民への周知を図らせるものとする。

また、必要に応じて安全確保のための人員配置を行う等万全の対策を講じさせる。

（4）錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域においてわなを設置する場合については、ツキノワグマの好むエサの使用を避けるなど、留意事項を周知するよう努めるものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるものとする。

3-2 許可権限の市町村長への委譲

奈良県知事の権限に属する被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）を目的とした捕獲許可に係る権限の一部については、地域住民の被害に対する要望に対しより迅速な対応を図るため、市町村に委譲するものとする。委譲対象となる鳥獣及び捕獲目的等については、生息状況及び被害状況等地域の実情を踏まえ条例で定める。

また、市町村とは連携を密にし、許可事務の執行状況の把握に努めるとともに、必要に応じて助言するものとする。

3-3 鳥類の飼養登録

（1）方針

これまでメジロに限り1世帯に1羽のみ愛玩のための飼養を目的とした捕獲を認めていたが、平成24年4月1日以降は捕獲を許可しない。そのため、新規の飼養登録は行わないこととなるが、すでに飼養登録されている個体については、登録を更新することができる。

鳥類の飼養登録権限については、既に市町村長に委譲されているため、登録の更新等が適正に行われるよう、市町村に対して以下の事項について周知徹底を依頼する。

また、特に小鳥の繁殖期には違法捕獲、違法飼養を防止するため、県警察本部及び各警察署に対して取締りの協力要請を行う。

（2）飼養適正化のための指導内容

- ① 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- ② 長期更新個体については、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や個体の足輪装着箇

所の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

- ④ 飼養登録された個体を譲り受けた者から届出があった場合、1世帯が複数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

3－4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 方針

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環およびマイクロチップを装着させること等とする。

3－5 住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住宅集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得ること。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

本県では、大和平野を中心に人家の立て込んだ場所、レクリエーション等の目的のため人が多く集まる場所、ダム湖周辺、果樹園、東海自然歩道等の地域を銃器を対象とした特定猟具使用禁止区域に指定しており、令和3年度末の指定状況は50箇所、75,934haとなっている。

銃器を対象とした特定猟具使用禁止区域の指定による人身に対する危険防止等の効果は極めて高く、今後も銃器の使用に伴う事故発生のおそれの高い区域が確認された場合には、必要に応じ指定し、安全対策に努めるものとする。

なお、わなを対象とした特定猟具使用禁止区域の指定は現在ないが、今後、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域が確認された場合には、必要に応じ指定するものとする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第11表)

		既指定特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計(B)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	50	箇所	4	3	1	2	2	12						0
	面積	75,934 ha	変動面積	724 ha	1,672	1,053	1,124	94	4,667						0
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	0	箇所						0						0
	面積	0 ha	変動面積	ha					0						0

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計(D)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						0	4	2	1	2	2	11	0	50
	変動面積						0	724 ha	145	1,053	1,124	94	3,140	0	75,934 ha
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						0						0	0	0
	変動面積						0						0	0	0

* 箇所数については (B)-(E)

面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)

面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第12表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(銃)	指定面積	指定期間	備 考
令和4年度	奈良市・山添村	布目ダム	74	10年	再指定
	奈良市	須川	420	10年	再指定
	桜井市	桜井	30	10年	再指定
	山添村	オークモントゴルフクラブ	100	10年	再指定
計		4	724		
令和5年度	御所市	御所	37	10年	再指定
	御所市	栗阪、鳥井戸、小殿周辺	108	10年	再指定
	御所市	御所南東部	1,527	10年	新規
計		3	1,672		
令和6年度	下市町	下市	1,053	10年	再指定
計		1	1,053		
令和7年度	宇陀市	菟田野	441	10年	再指定
	高取町	高取	683	10年	再指定
計		2	1,124		
令和8年度	山添村	上津ダム	42	10年	再指定
	天理市	福住	52	10年	再指定
計		2	94	10年	再指定
合計		12	4,667		

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

本県では、休猟区を指定しておらず、休猟区指定解除による集中的入猟による危険の発生が予想されないことから、特定猟具使用制限区域は指定しない。

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

鳥獣保護区等の指定や山地開発等による鳥獣の生息環境の変化等により狩猟適地も減少してきているため、捕獲対象や捕獲頭数がよりコントロールされた狩猟の実施が望まれる状況が生じてきている。

猟区は、地域特性に応じた積極的な鳥獣の保護繁殖や管理狩猟を実施できる有用な制度であり、必要に応じて市町村を対象に猟区設置について指導を行うものとする。

(2) 設定指導の方法

鳥獣の生息状況や可猟区域の状況を勘案し、猟区設定が可能と考えられる地域にあっては、市町村や関係団体と検討を行う。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

本県においては、平成12年度に上北山村坂本ダム周辺の61haを法第12条第2項に基づく鉛散弾使用禁止区域に指定している。

鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれのあるなど鳥獣の保護に支障があるとき、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

第六 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

特定計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護又は管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護又は管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進し、鳥獣の保護又は管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

2 対象鳥獣

(1) 第一種特定計画

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

(2) 第二種特定計画

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

近年、本県においては、とりわけニホンジカ、イノシシ及びニホンザルによる農林業被害等が深刻化しているため、本計画においてはニホンジカ、イノシシ及びニホンザルを対象鳥獣とする。なお、ニホンジカについてはこれまで、天然記念物「奈良のシカ」の生息地である奈良市（平成17年4月の合併前の区域）を除いて対象としてきたが、このうち、保護管理のための地区区分の「管理地区（D地区）」について新たに計画を策定し対象とする。

本県のツキノワグマについては、環境省が作成したレッドリストにおいて「絶滅のおそれのある地域個体群」として位置づけられている紀伊半島地域個体群の中核となっており、その個体群を保護及び質的・量的発展を図る必要がある。しかし、一方で、その生息域が人間の生活・生産活動の場と重複しているため、人身被害や林業被害など様々なあつれきを生じさせており、いかに人間とツキノワグマの適切な関係を図るかが課題となっており、適切な管理を求められている。また、指定管理鳥獣にツキノワグマ（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群）が追加されたところである。

そのため、本計画においてツキノワグマは、管理を前提とした第二種特定計画を策定し保護及び管理を行う。

(第13表)

計画作成年 度	計 画 作 成 の 目 的	対象鳥獣の種 類	計 画 の 期 間	対 象 区 域	備 考
令和4年度	農林業被害を社会的な許容範囲内に抑え、人とニホンジカとの適切な関係を構築する。	ニホンジカ	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	奈良市（平成17年4月の合併前の区域）を除く奈良県全域	平成12年度策定計画の継続
令和4年度	農林業被害を社会的な許容範囲内に抑え、人とニホンジカとの適切な関係を構築する。	ニホンジカ	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	天然記念物「奈良のシカ」の保護管理のための地区区分のうち、「管理地区（D地区）」（184km ² ）	平成29年度策定
令和4年度	農業被害を社会的な許容範囲内に抑え、人とイノシシとの適切な関係を構築する。	イノシシ	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	奈良県全域	平成20年度策定計画の継続
令和4年度	絶滅危惧地域個体群の保護と農林業被害・人身被害及び精神的被害対策をもとに、人とツキノワグマとの適切な関係を構築する。	ツキノワグマ	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで （令和7年9月30日廃止）	奈良県全域。ただし、恒常的生息地域を重点に実施する。	平成14年度策定計画の継続 県の任意計画。ただし、内容は第一種特定計画に準じている。
令和7年度	指定管理鳥獣に指定され、絶滅危惧地域個体群の保護と農林業被害・人身被害及び精神的被害対策をもとに、人とツキノワグマとの適切な関係を構築する	ツキノワグマ	令和7年10月1日から令和9年3月31日まで	奈良県全域。ただし、恒常的生息地域を重点に実施する。	令和7年度策定
令和3年度	人とニホンザルの棲み分けを図り、農業被害、生活環境被害及び人身被害の軽減・解消、地域個体群の安定維持を目的とする。	ニホンザル	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	奈良県全域	令和3年度策定

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 方針

近年、生物多様性の保全や生態系の維持・回復という人類の生存基盤に関わる問題が重要視される中、本県においても鳥獣の保護に対する関心が高まってきている。その一方で、山間地域・中山間地域を中心にニホンジカ・イノシシ・ニホンザル等による農林水産業被害問題が年々、深刻さを増してきている。そこで、人間と鳥獣の様々な軋轢を緩和し、適切な関係を構築するための施策を講じるには、鳥獣の基礎データが必要であるため、その生息状況調査を行うものとする。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

第12次計画までに、獣類についてはニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンザルの生息調査を行った。この調査を基に計画を策定し、人と野生動物の適切な関係の構築に向けて動き出しており、引き続き生息状況調査・被害状況調査等を実施する。

一方、鳥類に関しては、特別保護地区の指定のための生息調査及びガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施してきた。

本計画においては、さらに、イヌワシ・クマタカなどの希少種の保護対策や都市部におけるカラス・ムクドリなどの有害鳥獣捕獲に頼らない被害対策（間接的な保護対策）を講じるのに必要な情報を得るため、鳥類全般を対象とした生息調査等を積極的に行うものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する獣類については、環境省調査結果と合わせて、大型獣を中心にアンケート調査を行う。特に、ニホンジカ・ツキノワグマ・イノシシに関しては、検証の一環としてモニタリングを毎年行う。ニホンザルについては生息分布の把握に努める。

また、県内に生息する（又は飛来する）鳥類全てを対象として、5kmメッシュで夏期・冬期別生息分布・相対密度を把握する。留鳥及び夏鳥に関しては繁殖状況も併せて調査するものとする。

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の越冬飛来状況を明らかにするため、毎年1月中旬に定点観測を行うものとする。

(第14表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県下一円	R4～R8	種別個体数調査・現地調査	1月15日～17日のカモ類センサスの日を中心に、その前後各1週間で一斉調査を行う。

(4) 狩猟鳥獣生息状況調査

毎猟期終了後に提出されるメッシュ別捕獲報告を基に、捕獲位置情報・捕獲個体の性別・捕獲年月日等の捕獲状況を把握する。特に特定計画の対象獣であるニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについては、捕獲報告とは別に目撃・痕跡情報について狩猟者にアンケートを行い、その把握に努めるほか、適宜必要な調査を実施する。

(第15表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
全狩猟鳥獣	R4～R8	種別ごとにメッシュ別捕獲報告に基づき、経年変化で把握する。	捕獲報告
ニホンジカ	R4～R8	メッシュ別捕獲報告及び狩猟者アンケートで目撃率・性比を把握する。	第二種特定計画
イノシシ	R4～R8	メッシュ別捕獲報告及び狩猟者アンケートで目撃率・性比を把握する。	第二種特定計画
ニホンザル	R3～R7	メッシュ別捕獲報告及び狩猟者アンケートで目撃率・性比を把握する。	第二種特定計画
ツキノワグマ	R4～R8	メッシュ別捕獲報告に基づき、経年変化で把握する。 狩猟者に対する目撃及び痕跡アンケート調査により相対密度を把握する。	第二種特定計画

(5) 第二種特定鳥獣の生息状況調査

第二種特定計画の対象鳥獣であるニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ及びニホンザルについて、狩猟による捕獲状況（ツキノワグマ、ニホンザルを除く）、有害鳥獣捕獲による捕獲状況、農林業被害状況等の把握に努め、計画の進行状況を適切に評価する。ニホンジカ（「奈良のシカ」を除く。）については糞塊法による密度調査を実施するとともに、各種指標を用いて、階層ベイズ法による個体数推定を実施する。また、ツキノワグマについてはカメラトラップによる個体数推定を実施する。

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の指定又は期間更新前に該当保護区の生息状況調査を行うとともに、指定効果を把握するために、必要に応じて聞き取り調査等を行うものとする。

(2) 捕獲等情報収集調査

県知事及び市町村長は、捕獲等又は採取等の実施者に対し、許可証を返納させる際には、捕獲の場所、捕獲数、処理の概要等についての報告を行わせるものとする。また、鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合には、捕獲地点・日時・種名・性別・捕獲物又は採取物の処理等についての更に詳細な報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させるなどして求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあつては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施に立ち会うなどにより、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

本庁においては、鳥獣保護管理事業、狩猟適正化事業全般を実施し、各農林振興事務所に
おいては、その一部を担当するとともに司法警察員を任用して効果的な狩猟取締りを行う。

(2) 設置計画

(第16表)

区 分	現 況			計 画 終 了 時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 (食農部農業水産振興課)	5 人	1 人	6 人	6 人	1 人	7 人	鳥獣保護・狩猟行政全般
出 先 (中部農林振興事務所森林共生推進課)	0 人	5 人	5 人	0 人	5 人	5 人	狩猟適正化事業の一部、及び鳥獣 保護管理事業に係る事務の一部
(東部農林振興事務所森林共生推進課)	0 人	6 人	6 人	0 人	6 人	6 人	同 上
(南部農林振興事務所森林共生推進第一 課・森林共生推進第二課)	0 人	10 人	10 人	0 人	10 人	10 人	同 上

(3) 研修計画

(第17表)

名 称	主 催	時期	回数/ 年	規 模	人数	内容・目的	備 考
野生生物保護研修	環境省	5 月	1	全国	1	鳥獣保護行政職員の鳥獣の生態学等専門知識の習得	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての豊富な経験及び高度な知識を有する、鳥獣の
保護及び管理に対して熱意のある人材を任命する。

その定数は、旧市町村毎に1名ずつの47名と、鳥獣生息調査、鳥獣保護思想の普及啓発等
を専らとする、活動範囲が県内全域の3名の計50名を基準設置数とする。

(2) 設置計画

(第18表)

基準設置数	R3 年度末		年 度 計 画						
(A)	人員(B)	充足率(B/A)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	計(C)	充足率(C/A)
人 5 0	人 4 8	% 9 6	人 2	人 0	人 0	人 0	人 0	人 5 0	% 1 0 0

(3) 年間活動計画

(第19表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等の管理	←											→	
狩猟等取締りの実施	←											→	
狩猟者等の指導	←											→	
鳥獣生息状況調査	←											→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←											→	

(4) 研修計画

(第20表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理 員研修	県	4月	1回/1 年	全県	50人	鳥獣保護管理事業の遂行に必要な関係法令等の専門的知識の習得。	

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

狩猟者は地域の自然環境に精通しており、環境のモニターとしても地域社会に大きく貢献してきている。また、有害鳥獣捕獲や特定計画実行の担い手として重要な役割を果たしているなど、その重要性は益々大きくなってきている。

そのため、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第21表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
安全技術 向上研修	県 (（一社）奈良県 猟友会へ委託)	5月 ～ 11月	7回/年	全県	500人 (年間)	わな猟及び銃猟免許所持者に対し、わな猟及び銃猟の安全技術向上のための指導を行う。	

(3) 狩猟者の確保及び育成のための対策

本県における狩猟免許所持者及び狩猟者登録者数を確保するため、現役営農者をはじめ、農林業関係者の新規免許取得を促進するための講習会を行う。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等に携わる事に加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。

そのため、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合しているものについて、適切かつ効果的な鳥獣の捕獲等をする事業者であるとして認定するものとし、その育成、確保、活用に努めるものとする。

4 鳥獣保護管理施設の設置

(1) 方針

傷病鳥獣の保護等の鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣の保護及び管理の拠点とすることを目的として、支援のための機能を有する鳥獣保護施設をうだアニマルパーク内に設置している。

(2) 鳥獣保護管理施設

(第22表)

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
うだ・アニマルパーク 鳥獣保護施設	H19	宇陀市大宇陀 下竹43	m ² 255	傷病鳥獣の救護・療養 施設	保護管理棟 獣類保護棟 鳥類保護棟	傷病鳥獣の野生復帰を 目指すための機能を有した 施設。	

5 取締り

(1) 方針

適正な鳥獣行政を推進するために、狩猟取締り及びその体制の強化を図る。また、緊急取締りに対しては、県警察本部及び各警察署と密接に連絡を取りながら、迅速に違反行為に対処するものとする。

(2) 年間計画

(第23表)

事 項	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
密猟の取締り	←											→	
無許可飼養者及び販売業者 への立入検査	←											→	
狩猟期間中の違反の取締り								←				→	

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する行政の実施に対し、効果的かつ適正な支出を図るものとする。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

近年、絶滅のおそれのある鳥獣の種類が増加している一方で、ニホンジカやイノシシなどの一部の鳥獣が地域的に増加又は分布を拡大しており、農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態がみられる。特にニホンジカの増加は、植物又はそれに依存する生物の減少、植生の荒廃又は裸地化の進行等、生物多様性に深刻な影響を与える。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、これらの鳥獣を適正な個体数に誘導するなどの適切な管理が必要となる。

一方、生息数が減少し、種の存続に支障をきたすおそれが生じている鳥獣や、生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群については、安定して存続可能な個体数を維持できるよう、生息環境の整備等による保護の取組が必要である。特にツキノワグマは、全国的に目撃や出没が増加していることから指定管理鳥獣に追加され、農林業被害・人身被害が懸念されることから保護とともに管理の必要性も高まっている。

これらを踏まえ、関係者間の合意を図りながら鳥獣保護管理事業を実施していくものとする。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制区域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、本県の事情に応じた狩猟の場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施し、狩猟による捕獲の適正な管理に努める。

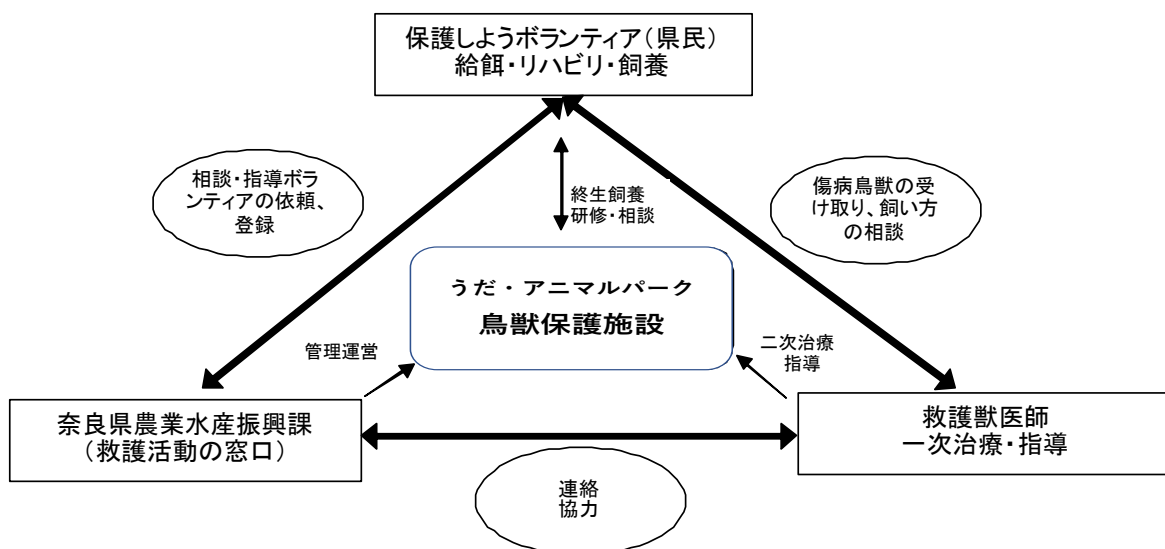
3 傷病鳥獣救護への対応

傷病鳥獣の救護については、傷病鳥獣救護獣医師制度及び傷病野生鳥獣保護しようボランティア制度の充実強化を図り、野生生物は国民全体の財産であるとの観点から、県民参加のもとに救護にあたる。

さらに、ヒナ及び出生後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護収容を行うこと等、人間が必要以上に鳥獣と関わることをのこさないよう、県民に対して周知徹底を図るものとする。

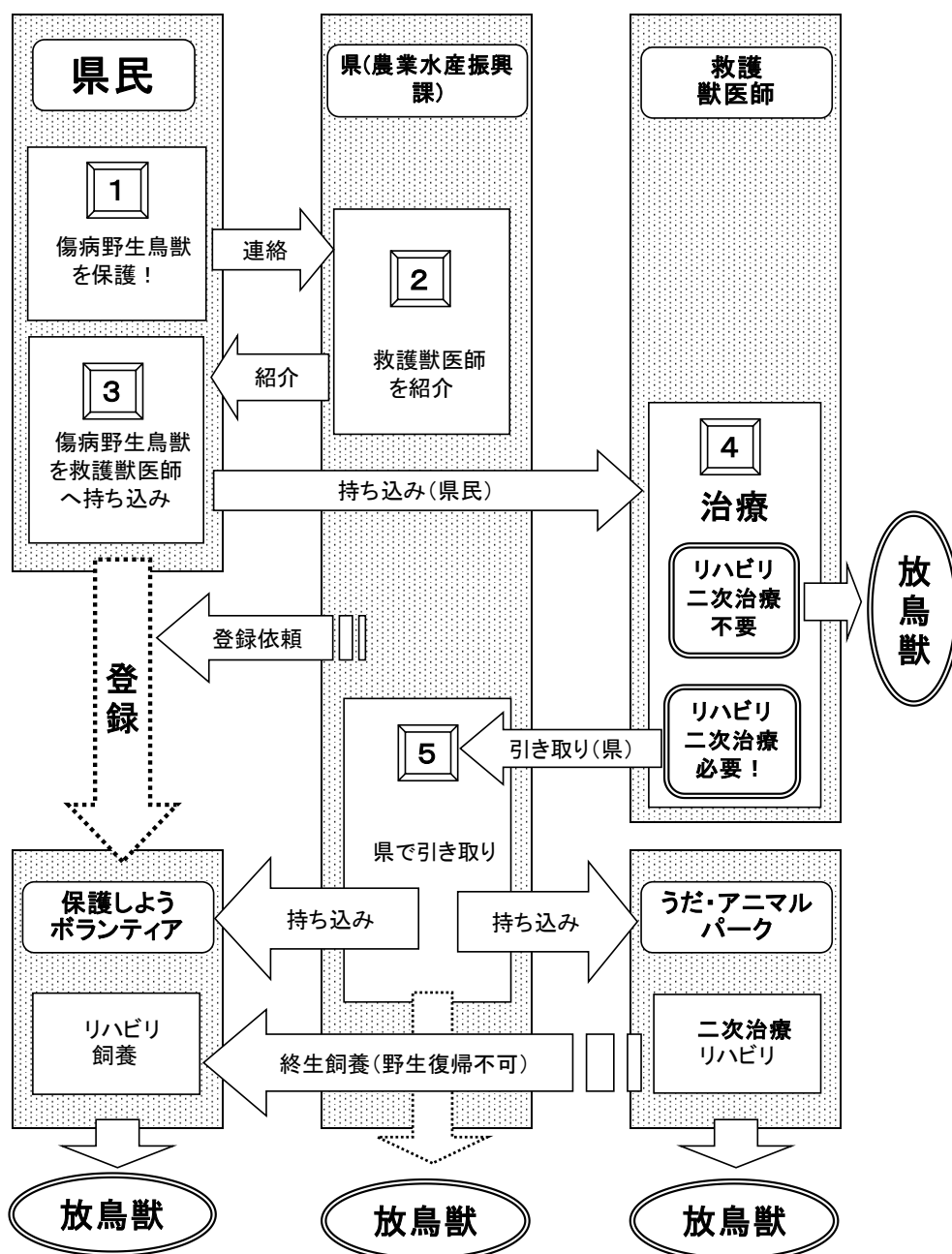
なお、救護個体の人獣共通感染症、家畜伝染病等の感染の有無を把握し、関係機関と調整のうへ適切に対応するものとする。

救護獣医師、保護しようボランティア、県との協働による傷病鳥獣救護体制イメージ



傷病野生鳥獣救護のスキーム

- 1 県民が傷病鳥獣を保護等した場合、県農業水産振興課又は市町村に連絡するよう依頼する。（ヒナや幼獣等を誤って保護することのないよう周知する。）
- 2 傷病鳥獣救護獣医師制度及び傷病野生鳥獣保護しようボランティア制度の説明を行い、最寄りの救護獣医師を紹介し、搬入を依頼する。
- 3 原則、保護した者が最寄の救護獣医師へ連絡し、了解を得たうえで自ら搬入する。
- 4 一次治療が終了した時点で野生復帰できる個体は県で引き取り適切な場所で放鳥獣を行う。（救護獣医師が放鳥獣を行う場合もある。）
- 5 野生復帰までに二次治療、リハビリが必要な個体は県で引き取り、うだ・アニマルパーク又は保護しようボランティアで飼養する。



4 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい鳥獣由来の感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめ、関係部局と連携したサーベイランス等を実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。

鳥獣の関わる感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係機関等に加え、国民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響も大きいことから、「死亡野鳥調査実施要領」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。また、野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。さらに、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)

平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱(CSF)感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と連携しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、周辺府県や関係市町村と連携しながら捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、狩猟者や捕獲従事者に対しては「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置を徹底し捕獲を実施するように指導する。

アフリカ豚熱(ASF)については、現在国内での感染はないが中国等アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが国内に侵入し、野生イノシシに蔓延した場合は、その影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査実施や監視体制の強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制及び、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合に、速やかに必要な措置を講じることができるよう侵入確認時に必要な体制、の整備に努める。

(3) その他感染症

上記以外の感染症についても、可能な限り、情報収集やリスクの評価を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応について検討することが必要である。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者がみられている人獣共通感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での感染はないが国内で発生した場合に家畜や希少動物等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護思想の普及

① 方針

市町村、学校及び関係団体等の協力のもと、広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を行うものとする。

また、鳥獣への安易な餌付けや鳥獣の違法捕獲等が行われないよう、県民に対してその周知徹底を図るものとする。

② 事業の年間計画

(第24表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
広報	←											→	
ポスター展示		↔											
パンフレット配布	←											→	
研修会・講演会										←	→		
探鳥会		↔								↔			
愛鳥週間ポスター原画募集	←					→							

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第25表)

	令和4～8年度
愛鳥週間行事	ポスターの掲示 野生生物保護モデル校の指定 探鳥会の実施 パンフレット等普及啓発物品の配布
鳥獣保護実績発表大会	期間内に一回
その他	

(2) 安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。このため、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意するものとする。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- ② 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- ③ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

(3) 野鳥の森等の整備

本県の森林は、その95%が民有林であること、また、天然の湖沼が皆無に等しいことなどから、野鳥の森等の設置は非常に難しいが、都市型公園の整備状況や人造湖周辺の状況等に留意しつつ、設置対象地の検討に努めるものとする。

(4) 野生生物保護モデル校の指定

① 方針

第9次計画より愛鳥モデル校を野生生物保護モデル校と改めて指定してきたが、本計画においても、広く自然全般に親しみ、自然の仕組みを理解し、直接的な自然保護思想の普及に努めるため、小・中学校、その他学校等を対象に野生生物保護モデル校を指定していく。

② 指定期間

5カ年間

③ モデル校に対する指導内容

パンフレットの配布・図書の配布・ポスター掲示・講演会等

④ 指定計画

(第26表)

	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	75	1	76	76	1	77	77	1	78	78	1	79	79	1	80
中学校	40	1	41	41	1	42	42	1	43	43	1	44	44	1	45
その他の学校等					1	1	1		1	1		1	1		1

(5) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条の鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持及び販売等の規制並びに法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第26条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35条に基づく特定猟具使用禁止区域等、法第80条第1項に基づく本法の適用除外等特に県民に関係のある事項あるいは法改正により追加、変更された事項については、その周知徹底を図るものとする。

また、鳥獣関係法令違反を撲滅するため、法令の普及徹底に努めるとともに違法行為の取締りを行うものとする。

計画期間内の取締りの重点事項は、狩猟違反取締り、密猟取締り、違法飼養の取締り等とし、県警察本部及び各警察署等と連携を図りながら実施するものとする。

② 年間計画

(第27表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣の捕獲についての法令知識の徹底	←											→	・各警察署との連携 ・ホームページ等	・一般県民 ・狩猟者